

# 神奈川観光動画コンテスト

## 募集要項

### 1 企画概要

神奈川の魅力をより多くの観光客に知ってもらうため、個人又は企業等の団体から本県の観光PR(神奈川の景観、文化、食などを紹介するもの)に関する動画(実写、CG、アニメなどジャンルを問わない。)を募集し、本県の観光プロモーションに活用するための「神奈川観光動画コンテスト」を実施する。

なお、優れた作品に「神奈川観光PR動画賞」を賞金とともに授与する。

### 2 応募要件

以下の項目を確認するとともに、同意した上で応募すること。

#### (1) 応募者について

- ・神奈川県内に在住、在勤、在学を問わず、いかなる者も応募可能。

#### (2) 応募動画について

- ・応募動画はすべてオリジナルの映像とすること。
- ・撮影機材はデジタルカメラ、スマートフォンを問わない。
- ・応募動画は最大1分以内の動画作品であること。  
(作品の提出が動画形式であれば、静止画像を挿入しても構わない。)
- ・暴力的表現やみだらな表現、他者の誹謗中傷などが動画に含まれる場合、又は1分を超えるものは、主催者側の判断で失格とする。

#### (3) 応募動画の利用及び著作権等について

- ・応募動画作品をYouTubeや県及び県観光協会が管理する「観光立県かながわWEB」等に主催者側の判断で、アップロード又は削除することについて、一切の異議申し立てを行わないこと。
- ・著作権上問題のある楽曲の使用が判明した場合には、失格とする。
- ・主催者又は主催者が認めた報道機関が、動画作品の一部又は全部及び静止画を主催者による広報制作物、報道を目的とするメディア媒体等への利用を認め、肖像権、著作権等の権利主張は行わないことを承諾すること。  
なお、主催者が認めないメディア媒体に無断掲載された場合は、一切の責任を主催者に問わないこと。
- ・著作物や肖像、商標・商号など、他者が権利を有するものを作品に使う場合は、権利者から事前に許可を得た上で応募すること。万一著作権者、著作隣接権及び肖像権など、あらゆる権利を有する者の内から異議申し立てがあった場合は、投稿者の責任と負担で解決するものとし、主催者はその責任を負わないものとする。

#### (4) コンテスト結果について

- ・本コンテストの審査結果(得点・順位)は、選考委員の公平な決定による最終的なものであり、見直しの請求を行えないことに同意すること。

### 3 選考方法

#### (1) 選考方法

- ・一次選考：YouTube での再生回数などから上位 5 作品程度を事務局で選考する。
- ・二次選考：県が別途定めた選考委員の審査により、最優秀作品等を決定する。

#### (2) 二次選考について

##### ア 選考内容

下記の項目を総合的に審査する。

動画の表現力

観光魅力（観光 P R の視点）

話題性（動画の持つ発信力）等

##### イ 選考委員

神奈川県知事 黒岩祐治

かながわ観光親善大使 河村隆一 氏

#### (3) 選考の流れ

- ・平成 29 年 9 月 29 日（金）までを動画の受付期間とし、10 月 2 日（月）以降に YouTube にアップロードする。
- ・上記アップロード後、平成 29 年 10 月 20 日（金）正午までの動画の再生回数などにより、上位 5 作品程度を決定する。
- ・上位 5 作品程度から選考委員の審査により、最優秀作品 1 作品、優秀作品 1 作品を決定し、11 月 9 日（木）15 時 10 分から神奈川県庁にて表彰式を行う。

#### (4) 最優秀作品及び優秀作品の取扱いについて

- ・最優秀作品及び優秀作品ともに、「神奈川県観光 P R 動画賞」に認定し、県の各種観光 P R に活用する。その際、著作権は制作者に属するが、著作権者は神奈川県に対し、動画の活用に係る一切の見返りを求めることは出来ない。
- ・最優秀作品に選ばれた作品には、賞金として 300,000 円を贈呈する。
- ・優秀作品に選ばれた作品には、賞金として 100,000 円を贈呈する。
- ・賞金の贈呈は、振込により行う。

### 4 応募方法

下記の宛先に、別添の応募用紙に必要事項を記載の上、DVD - R 媒体により .MOV 又は .mp4 データにて動画を郵送すること。

< 宛先 >

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局観光部観光企画課内「神奈川県観光動画コンテスト事務局」

### 5 問合せ先

神奈川県産業労働局観光部観光企画課内

神奈川県観光動画コンテスト事務局 045-210-5767